

# 教育委員会定例会会議録

## 1 日時

平成25年11月21日(木)

開会 9時30分

閉会 12時20分

## 2 場所

教育委員室

## 3 出席者及び欠席委員の氏名

出席者 岩崎恭典委員長、前田光久委員、丹保健一委員、柏木康恵委員

山口千代己教育長

欠席者 なし

## 4 出席職員

教育長 山口千代己(再掲)

副教育長 真伏利典、次長(教職員・施設担当) 信田信行

次長(学習支援担当) 白鳥綱重、次長(育成支援・社会教育担当) 野村浩

次長(研修担当) 西口晶子

教育総務課 課長 荒木敏之、学校防災推進監 山路栄一

教育改革推進監 加藤幸弘、班長 辻成尚、主査 山田勝久

予算経理課 課長 三井清輝、課長補佐兼班長 柏屋典生

教職員課 課長 梅村和弘、班長 眞崎俊明、班長 小宮敬徳

高校教育課 課長 倉田裕司、課長補佐兼班長 長谷川敦子、指導主事 中田直人

特別支援教育課 課長 東直也、子ども安全対策監 倉田幸則

保健体育課 課長 阿形克己、主幹 藪中一浩

## 5 議案件名及び採択の結果

件名	審議結果
議案第35号 平成26年度教職員人事異動基本方針について	原案可決
議案第36号 三重県地方産業教育審議会委員の任命について	原案可決

## 6 報告題件名

件名
報告1 特別警報の運用開始に伴う県立学校の対応の見直しについて
報告2 教育改革推進会議の審議状況について
報告3 県立高等学校活性化に係る地域協議会の開催状況について
報告4 高等学校生徒募集定員に係る公私比率等検討部会の開催状況について
報告5 平成26年度当初予算の要求状況について

- 報告 6 いじめ問題に関する児童生徒の実態把握並びに教育委員会及び学校の取組  
状況に係る調査の結果について  
報告 7 平成 25 年度三重県学校保健功労者表彰について

## 7 審議の概要

### ・開会宣言

岩崎恭典委員長が開会を宣告する。

### ・会議成立の確認

全委員出席により会議が成立したことを確認する。

### ・前回審議事項（平成 25 年 11 月 5 日開催）の審議結果の確認

前回定例会審議結果の内容を確認し、全委員が承認する。

### ・議事録署名人の指名

柏木委員を指名し、指名を了承する。

### ・会議の公開・非公開の別及び進行の確認

議案第 36 号は人事管理に関する案件のため、報告 5 及び報告 6 は公表前であるため、非公開で審議することを承認する。

会議の進行は、公開の議案第 35 号を審議し、報告 1 から報告 4 及び報告 7 の報告を受けた後、非公開の議案第 36 号を審議し、報告 6 及び報告 5 の報告を受ける順番とすることを承認する。

### ・審議事項

#### 議案第 35 号 平成 26 年度教職員人事異動基本方針について（公開）

（梅村教職員課長説明）

議案第 35 号 平成 26 年度教職員人事異動基本方針について

平成 26 年度教職員人事異動基本方針について、別紙のとおり提案する。平成 25 年 11 月 21 日提出 三重県教育委員会教育長。

提案理由 公立学校職員の人事異動については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 23 条第 3 号及び三重県教育委員会権限委任規則第 1 条第 2 号の規定により教育委員会の議決を要する。

これが、この議案を提出する理由である。

資料の 1 ページをお願いいたします。平成 26 年度教職員人事異動基本方針（案）です。少し読ませていただきます。

三重県教育ビジョンで示している「自立する力（輝く未来を拓く力）」、「共に生きる力（共に生きる未来を創る力）」を育む教育を各学校で着実に推進し、本県の教育水準を向上させ、県民の公教育に対する信頼を高めていかなければならない。

また、各学校においては、質の高い学校経営を目指して継続的な改善を進めるととも

に、家庭や地域と連携・協力して魅力ある学校づくりを一層推進する必要がある。

こうした中で、教職員一人ひとりが、やりがい高め、その能力を十分に発揮し、使命感と情熱を持って、児童生徒の目線に立った教育の実践に取り組めるよう、次の基本方針に基づき、積極的、計画的な人事異動を行う。

1 それぞれの学校の経営方針に資するため、教職員の適正配置に努める。2 校長の意見を尊重する。3 教職員の年齢・教科・勤続年数等を考慮し、学校運営組織の充実に努め、あわせて気風の刷新を図る。としております。

2 ページに、昨年度との新旧対照表を付けておりますが、基本的な部分は変わっておりません。一部、昨年ですと「学校経営品質向上活動の取組により、継続的な改善を進める」としておりましたが、少し幅を広げ、「質の高い学校経営を目指して継続的な改善を進める」と表現を変えております。

3 ページが、平成26年度の小中学校教職員人事異動実施要領（案）です。ここで、全県的な視野に立ち、市町等教育委員会と緊密に連携して、市町相互間及び学校種別間の人事交流を促進するとしております。

具体的には、1から転任、昇任及び降任、退職と続いております。まず、1の「転任」です。（1）から（4）が、交流の促進の観点の内容で、まず、（1）が地域間、市町間において一層の交流を図る。特に、学校の統廃合等に伴う異動を適正に行うとしております。（2）特別支援教育の充実に向け、特別支援学校との一層の交流を図る。（3）学校・事務局間、小・中学校間において一層の交流を図る。（4）都市部地域とへき地を含む周辺地域との交流を図る。（5）から在職年数の話になっております。同一校に長年月（原則8年以上）勤務する者の転任を積極的に行う。（6）新規に採用した教員については、採用後3年ないし6年の間に転任することを原則とする。（7）同一校には、3年以上勤務することを原則とする。としております。

2が「昇任及び降任」で、昇任させるのにふさわしい人物像ということで、アからウと3つ書いております。リーダーシップを有する者、課題解決能力を有する者、継続的な改善能力を有する者です。（2）として、若手及び女性の積極的な登用を図る。と書いております。1つ飛ばして（4）ですが、希望降任制度の活用を図るということで、こういう制度の運用も図っていきたくております。

4ページに「退職」です。（1）で教職員組織の年齢別構成の適正化を通じた組織活力の維持等を図るため早期退職者の募集を行うとしております。こちらは昨年度まで勸奨退職という制度がありましたが、今年、制度の改正を予定している部分で、「早期退職者の募集」とさせていただいております。

4の「新規採用・再任用」です。（1）学級規模等を考慮し、新規採用者の育成が円滑に実施できる学校への配置を行うということで、ア 出身地及び生活の本拠地への配置は行わないことを原則とする。イ 複式学級担任及び特別支援学級担任としての配置や分校への配置は行わないことを原則とする。とあります。定年後の再任用者ですが、（2）再任用者については、その能力や経験を有効に活かすことができる配置に努める。としております。

5の「その他」です。（1）希望調書を提出させる。（2）各学校の実情を踏まえた特色ある学校づくりに向け、教育実践に対する本人の意欲を重視した適材適所の人事異

動に努める。(3)異動に関し本人の生活事情等に著しく支障をきたす場合には、その事情を聞き考慮する。などとしております。

5ページ以降が新旧対照表になっておりますが、6ページの3の退職について、先ほど少し話をさせていただいたとおり、昨年度までは「退職勧奨制度に基づき退職を勧奨する」としておりましたが、制度改正の予定ということもあり、このように「早期退職者の募集を行う」という書き方に変えております。

7ページの(2)再任用の配置も昨年度とは若干変更した書き方になっています。

小中学校は以上で、8ページからが平成26年度県立学校教職員人事異動実施要領(案)ですが、大枠は小中学校と基本的に同じです。全県的な視野に立ち、校長の意向を踏まえ、質の高い学校経営を目指した継続的な改善活動の取組の中で各学校の特色化の推進等に向け、教職員の適正配置を図るとしております。

1の「転任」です。(1)同一校に長年月(原則8年以上)勤務する者の転任を積極的に行う。(2)から(4)が交流の関係で、都市部・都市周辺地及び遠隔地の各学校間の相互交流を図る。(3)全日制・定時制・通信制各課程間及び普通科、専門学科、総合学科校間の交流を図る。(4)学校・事務局間の交流を図る。としております。また、新規採用の教員については、採用後3年ないし6年の間に転任することを原則とする。なお、平成24年度以降に新規採用した教員の異動については、上記(2)、(3)により行うことを原則とする。としております。(6)特別支援教育の充実に向け、特別支援学校と小中学校及び高等学校との一層の交流を図る。(7)同一校には、3年以上勤務することを原則とする。としております。

2以下、昇任及び降任、退職、新規採用・再任用、その他ですが、こちらは基本的に小中学校の部分と同じですので、説明を省略させていただきます。

以上が、人事異動の基本方針と小中学校、県立学校の実施要領(案)ですが、この基本方針については、本日、ご審議いただいた後に、県立学校長、市町等教育委員会を通じ、小中学校長に周知をさせていただきたいと思っております。

あと、今後のスケジュール等ですが、12月初旬にはこの基本方針や実施要領を各校長から所属職員に周知をしていただいて、個人個人に希望調書の配付をさせていただきます。そこで教職員は転任を希望する場合は、学校名や市町名、家族状況など異動に関わる状況を記入して、年内を目途に希望調書を作成をしていただきます。それに基づいて各校長が教職員から丁寧な聴き取りを行うことにしております。

その後、希望調書は、県立学校は校長から県教育委員会教職員課の人事担当に、小中学校は市町等教育委員会を通じて、県教委の市町教育支援・人事担当に提出をしていただく形になっております。また、その後、県立学校、小中学校ともにそれぞれ人事担当が、校長から次年度の学校運営に係る人事配置等の聴き取りを何回か行います。小中学校の場合は市町等教育委員会が中心となって行います。

県立学校の人事異動については、県教育委員会が直接行いますが、小中学校の人事異動については、当該市町等教育委員会が内申を作成して県教育委員会へ提出し、その内申を待って人事異動を行うことになっています。こうした一連の人事異動の事務を1月から3月初めにかけて行い、その後、内示などをしながら3月の教育委員会の定例会で、管理職の異動については議案として、一般職の異動は報告題としてご報告をさせていた

だく予定をしております。

【質疑】

委員長

議案第35号についてはいかがでしょうか。

丹保委員

この内容についての問題というより、2つ、校長があまり短い期間で異動になるのが私は問題があるのではないかと考えています。この間行った学校でも5年ぐらいかかったとか言っていました。リーダーは4～5年ぐらいかけてものをやらなきゃいけないんじゃないかと思えますので、あまり短い人事はいかがなものかと考えています。

ただ、ご事情があるということは分かるので、なるべく4～5年はやって欲しいということですが、それは、問題があったりいろいろ人事上の、急に亡くなったりとかいろんなことがありますのでうまくはいかないと思えます。ただ、全般的に少し長くなっている傾向があるので、私はいい傾向ではないかと考えています。それが1つです。

それから、もう1つは、あまり長くいらっしやると、その人が支配的な力を持ってしまって、ものも言えなくなってしまうとか、それから、改革が進まないとか、どうしても古い自分の昔のことに固執しやすい傾向がありますので、改革を進めるためにもあまり10年以上とか、長い場合は20年とかというのは、よほど気をつけなきゃいけないんじゃないかと思えますので、このあたりもぜひ運用としてきちっと進めていただきたいという、それは希望です。ということで申し上げておきます。

委員長

2点、希望を述べていただきましたが、その点についてはどうですか。校長の同一校の勤務年数についてです。

教職員課長

県立もいろいろ学校の事情もあると思えますが、例えば専門的な工業高校とか、あと、特別支援学校等、児童生徒のための教育という専門的な部分ではそういうところもあるかと思えますし、学校全体の運営ということもあります。ただ、そういうようなご意見ももっともということもありますので、学校長から聴き取りなり意見交換をさせていただく時に、長年月でも学校に置いていくのか、その辺もしっかり聴かせていただいて対応していきたいと思っています。校長の年数は校長に昇任する年齢にもよります。

教育長

10年ぐらい前までは2年ぐらいで替えていたのですが、それではいけないだろうということで、4年ぐらいを目指しています。丹保委員が言われるように大分長はなってきました。校長の在職年数は、一定期間は同一校に勤務することにしようという話がありますが、4年～5年はどうですかと県立高校の校長に聞くと、4年はちょっと長いような気もすると。人によって3年がいいと言う人と4年がいいと言う人といますが、5年は長いと言う方が多いです。最近はアンケートを採っていませんが、今のところ、そんな感じです。体感されているようにちょっと長くはなっているというように思えます。

2つ目の10年以上の教職員の在職年数については、なるべくそういうことにならな

いようにと、管理職のマネジメントができるようにしていきたいとは思っていますが、気になっていることが一つありまして、運動部活動の指導者については、インターハイ、国体がありますので、その辺りも見据えながらやっていかないと、10年超えたので異動させるとなると、30年のインターハイに間に合わないのではないかとということがあり、その辺りは、スポーツ推進局と相談しなければなりません、去年の桜宮高校のような体罰の話があったりするので、どうしようかということは体育協会とも昨日も話がありまして、一律にはなかなかいきません。

教育の立場から言えば、学校長のマネジメントに従わないような教職員は、いくら優れた指導者であっても異動の対象となるというように思っています。事務局で今後、検討させていただきます。

丹保委員

良い方向に進んでいると思います。何でも一律に考えなさいという意味ではなくて、特に問題のあるケースがあるので、それは校長がきちんと考えて対処すべきだと申し上げたいと思います。

委員長

他には何かございますか。

前田委員

4点ありまして、見解を教えていただきたいことが3点と、私自身がよく知らないことがあるので、説明いただきたいことが1点。先に見解を教えて欲しいほうを申し上げます。

2ページ目の基本方針のところの対照表でアンダーラインが引いてあるところです。文言が変わってますね。あえてアンダーラインが引いてある文言を変えてあると。「質の高い」というのがあります。ここに含まれている、変えた意図、それを説明いただきたいということが1点です。

2点目は、3ページ目、「昇任及び降任」のところ。大きい2の「(2)若手及び女性の積極的な登用を図る」ですが、これはどういう解釈なのかと。例えば、どういう表現がいいのか分かりませんが、「若手」というのは女性も男性も含まれますね。同じ評価、同じ能力としたら、年齢の高い人より若い人を登用するのか。あるいは、その後ろの言葉、「女性」、同じ能力を持っている男性と女性がいたら、女性を積極的に登用するという意味なのか。この見解を教えていただきたい。

3点目は、7ページの「新規採用・再任用」のところの(2)です。再任用で定年退職時の所属校以外に配置することというのが平成26年度は抜けていますね。ここに含まれている意図、この3つは見解を教えていただきたいと思います。

それから、言葉の説明です。私自身が知らないことを説明していただきたいと思うのが、4ページ、5の「その他」の「(1)希望調書を提出させる。」と書いてありますが、この「希望調書」とはどのようなものですか。以上、4点です。

委員長

では、言葉の説明からいくと希望調書からいきますか。

教職員課長

「希望調書」は、「人事異動希望調書」ということで、各教員が自分の能力や経験を

活かしてこういう学校へ異動したいというようなことを記入する様式です。

前田委員

異動希望ですね。

教育長

お2人は初めてですので、どんなものか見てもらってください。

教職員課長

どのようなところを希望しているか、家庭の事情はどうかという状況を書いて提出する調書になっています。

前田委員

よく分かりました。

委員長

次は、3つの言葉を変えた意図についてですね。

教育長

1点目だけ、私からご説明させていただきます。「質の高い」というのは、私が提案して事務局にお願いしました。学校経営品質向上活動というのは、県庁の知事部局はもっと早くから取り組みましたが、教育委員会は平成16年からやり始めました。経営品質向上活動という言葉自体については、2年くらい前から知事部局ではなくしてきましたが、教育委員会はまだまだ定着には時間がかかるのでということで、それを続けてきたわけですが、いきなりなくすことはできないので今まで置いてきたのが理由です。「質の高い」というのは、学校経営品質向上活動で今まで目指していたのは、例えば、社会貢献とか、独自能力とか、顧客満足度とか、組織力の向上という4つの大きな理念がありますが、それをひっくるめて「質の高い」というように変えたということで、置き換えたと考えてもらえばいいかと思います。継続的な改善はそのままということで、改善活動は経営品質向上活動の主なアクションの部分なので、そこは残すということで、経営品質向上活動を今後どうしていくかということ、内部でも議論しました。言葉も含めてある程度整理したほうがいいのではないかという話が出たんですが、今年の人事異動基本方針はこれでいって、年度内ぐらいに経営品質向上活動の取扱いについても、今後検討していきたいということで、内部ではこういう形で私が提案させてもらったという状況です。

前田委員が言われたように「質の高い」とは何かよく分からないという議論も事務局の中で出ました。それはそれぞれの学校で校長が職員と議論しないといけないのではないかと。どういうものが「質の高い」のかということ、それは今までの経営品質向上活動の応用編だと私は思っています。活用編と言いますか、そういうように今までの取り組んできた成果を、「質の高い」というのは、例えば、児童生徒のための質の高い、あるいは保護者も入れたとか、あるいは、地域との連携も入れるべきとか、そういうことを校内で話し合ういい材料ではないかということで、あえてこういう表現にさせていただきました。1点目はそういうことです。

委員長

2点目の3ページの「若手及び女性の積極的な登用」というものですね。今、配っていただいたのが、希望調書のフォーマットということですね。

#### 教職員課長

若手及び女性の積極的な登用ですが、同じ能力があれば優先して若手なり女性を登用するというところまでは意味しておりません。積極的に若手なり女性にスポットを当てて登用するというということですが、優先するというところまで考えていません。

#### 前田委員

とすると、ここへこの文言を入れるというのは、実際の考え方とギャップがあるような気がします。人の能力ですから、何で図るのかというのはあります。それと、見る人の評価の温度差もあるのかわかりませんが。

#### 委員長

何か一定のイメージ的な基準を示すわけではなくて、心構えみたいな話ですか。例えば、女性の管理職の登用などの話で言うと、「202030」という話をよく言いますね。2020年までに30%という数値目標はいろんなところでよく言われる話ですが、そういう目標を示して、それに向けて積極的にやるという話ではないわけでしょう。

#### 教職員課長

目標数値を出しているわけではないです。しかし、女性の方も含めて意識していただきたい。それぞれ登用試験がありますので、そういうところに積極的に手を挙げていただいて、能力のある方を登用できるようにしたいということです。

#### 教育長

同じ能力だと判断した場合は、やはり女性を登用したいと、個人的には思っているんですが。若手の場合は難しいですが、地域バランスやいろんなことが絡んでくると思うので。先ほど課長も言いましたが、登用試験というのは教頭試験と校長試験があり、まずそれをクリアしないといけないので、それをクリアしたら登用されるテーブルに乗りますので、後は順番の話になるのかなと思います。

若手は非常に難しいかと。例えば今まで校長で48歳が1番若い登用年齢だと思っておりますが、それを打ち破り、47歳でも登用するのかということ、そこはなかなか難しいかと思えます。例えば、57歳で今年から校長試験合格者が出るかどうか分かりませんが、受験資格の上限年齢を2年延ばしました。その57歳の方は後3年しかないので、そうなると、その人を先に登用するほうがいいのではないかと。2年では学校経営ができないのでということになりますので。ポストと年齢や地域事情とか様々な要件が重なってきますので、委員長が言われたように、大義名分というか、それを持ちながらどれだけ現実にブレイクダウンできるかという話で、若手については、そんな感じであります。事務局、よろしいでしょうか。

#### 前田委員

これは私の意見ですが、こういう文言がここに入ることによって、若い人や女性がより一層、ある意味やる気といいですか、取り組む姿勢がアップしていくような、励ますような、という意味合いならこれでいいかと思えます。現実に即していないと、なんや掛け声だけかということになってしまうので。

#### 教職員・施設担当次長

人事をする者とか校長に意識を持っていただいて、人事異動の時のヒアリングの際に、来年にでも教頭試験を受けたらどうかとか、そういったことを言ってもらう意識づけに

はなるかと思いますので、そういう意味を込めて書かせていただいています。

教職員課長

再任用の話ですが、再任用者が非常に増えてきております。今まで、定年退職時の所属校以外に配置するというような限定する書き方をしておりました。県立は、フルタイム勤務者は定年退職時の所属校以外、短時間は退職時の所属校、というように限定的に書いてありましたが、退職者が非常に増えてきましたので、幅広く配置を考えたいということで、今回、こういう書き方にさせてもらっています。

委員長

日曜日に、教育功労者表彰で表彰させていただいた桑名工業の上野さん、あの人、今年定年で、今は四日市工業ですね。この規定を見ていて、ご本人の希望もあったかもしれませんが、だから桑名工業には配属されなかったんでしょうね。ただ、あの方がデュアルシステムをやって、一生懸命桑名工業のキャリア教育をやっていたという現場から離れるのが本当に良かったのかどうかというのはあるかもしれませんね。26年度の実施要領での改正は、そういうこともあるかと思って。

教育長

上野久美雄さんの場合、桑名工業にいることによって、今まで後任者に伝えられるべきことは伝えてきたと思います。彼がいることにより、より一層の発展が見込めるかどうかということもあろうかと思えます。

四日市工業というのはインターンシップなりデュアルシステムの取組が非常に遅れていた学校で、そこへ行くことによってノウハウを伝授できるのではないかという、教育的な配慮ですね。

委員長

それはあるでしょうね。1年生の担任をやっているとおっしゃってますね。

教育長

もう1つ言えば、その人がいることによって若手が発言できない、いわゆるドンとかボスになってしまって、ずっと一筋でやってきたことで風通しが悪くなるのではないかということもあるかということと、再任用でフルタイムとハーフがありますが、自分の学校にいたいとフルを望まない。0.5でそこへとどまりたいという人も実はいて、人事異動が非常にやりにくいというのが事務局の意見のようです。

委員長

だから、限定しないという形にしたんですね。

教育長

どちらも一長一短だと思いますね。

前田委員

昨日、うちの会社の中で教育功労者表彰のお話を幹部会でしていたのですが、1つの事例ということで聞いていただければと思います。

一昨日から昨日、今日と四日市中央工業からうちの会社にインターンシップに来ています。あくまでもうちの会社の話ですが、上野先生のお話もさせていただいたら、桑名工業は素晴らしいと言うんですね。インターンシップに取り組む姿勢、送り込んでこられる姿勢、後のフォローアップの姿勢、「社長、桑名工業は多分三重県で一番と違いま

すか。ひょっとするとこの地域で一番と違いますか。」と社員が言います。実は、その実態を私知らなかったんですね。

一方、四日市中央工業からお預かりしている人たちは、ある意味マンネリになっているんですね。今までずっと、何回か来てもらっているのだから、一つの消化事例みたいになっていて、企業側として、うちは結構自信を持った仕事をやっているんですが、彼らにさせるのは何かといえば、とにかくケガをさせないように、3日間なんですけど、実習レポートを書かせて無事に返せという、そういうレベルです。

昨日、その意を受けて、それではダメだと思いました。うちの会社は、社会に誇れるような仕事をやっているつもりなので、そこへ生徒を就けると言いました。来てくれた生徒が学校へ帰ったときに喜んで報告できるように。先生から言われて行ったということではなく、実効のあるものにしようということです。

上野先生の功績は素晴らしいですね。うちの社員も言っていたので。送り出す側も、生徒も、受け入れる側も、1つの消化事例ではなくて、実効のあるような形でいくとよりいいかと思います。

委員長

だから、上野先生は、今回、四日市工業へ替わられて、3年間でそういうことを根付かせてもらえればいいなということなんですね。

教育長

四日市工業はインターンシップの率は低いですが、学力では県内の工業高校のうちトップで、四中工と桑名工業はサブ的な扱いになっております。四日市工業は全部の学科が揃っており、拠点校にしてありますが、四中工と桑名工業は全部の学科が揃っていません。そういうことで四日市工業はインターンシップの率は低くても、企業ニーズが高い状況です。

委員長

議案第35号ですが、よろしいでしょうか。

【採決】

- 全委員が承認し、本案を原案どおり承認する。 -

・審議事項

報告1 特別警報の運用開始に伴う県立学校の対応の見直しについて（公開）

（荒木教育総務課長説明）

報告1 特別警報の運用開始に伴う県立学校の対応の見直しについて

特別警報の運用開始に伴う県立学校の対応の見直しについて、別紙のとおり報告する。

平成25年11月21日提出 三重県教育委員会事務局 教育総務課長。

担当の推進監から内容をご説明させていただきます。

（山路学校防災推進監説明）

特別警報の運用開始に伴う県立学校の対応の見直しということでご報告申し上げます。まず、1の「現在の対応」です。3ページに、「台風時における生徒の登下校の指導ならびに授業実施について」とあります。昭和41年と古いですが、最終改正が昭和

63年3月29日の公告で対応しており、この中身は暴風警報が発表された場合は、始業時前なら登校させないと。始業後なら帰宅させるか、危険な場合は帰宅させずに保護するという趣旨になっています。

2の「特別警報の概要」ですが、ご承知のように特別警報は今年の8月30日から運用が開始され、実際に9月中旬に、台風18号により、滋賀・福井・京都で初めて発表されました。特別警報については、従来の警報の発表基準をはるかに超える異常な現象が予想され、重大な災害が起こる恐れが著しく大きい場合に発表されることになっています。気象にかかる特別警報は6種類あり、大雨特別警報、暴風特別警報、高潮特別警報、波浪特別警報、暴風雪特別警報、大雪特別警報となっています。この場合、発表されるのは、注意報、警報、特別警報の順と考えがちですが、警報を飛ばして、注意報から特別警報に切り替わる可能性もあるので、注意が必要かと思っています。

3の「公告の改正の要綱」ですが、大雨・暴風・暴風雪・大雪の4つの特別警報については、重大な災害が起こる恐れが著しく大きく、それに伴って公共交通機関も止まることが予想されますので、現行の公告の暴風警報発表時の対応と同じとしたうえで、この特別警報の発表は、おおむね都道府県程度の広がりを持つ地域を想定していますので、現行の公告の3に規定する、地域特性を考慮した例外規定などを適用しないということとしています。

5ページをご覧くださいと、新旧対照表を付けておりまして、こちらに改正案があります。公告の1で、始業時前に暴風警報が発表された場合は、登校させなくてよい。2で、始業後に暴風警報が発表された場合は帰宅させる、となっております。ここで左側の現行の方の3を見ていただきますと、暴風警報の地域的差違、学校のおかれている諸条件からみて、前記の1、2によることが適当でない場合は、学校長の判断によりその都度適切な処置を講ずると例外規定を設けていますが、この4つの特別警報の場合は、その例外規定を外し、1、2のとおり対応するとさせていただくのが1点です。

それから、もう一度、1ページに戻っていただき、3の(2)ですが、6つの特別警報のうち、高潮、波浪特別警報については、影響が原則として沿岸部にとどまることから、公告の3に準じるということで、こちらは従来の暴風警報と同じく例外規定を適用することにします。

その他の改正については、規定の整備ということで「発令」を「発表」、「生徒」を「児童生徒」、「父兄」を「保護者」といった語句の改正を行います。それに加えて(4)その他ですが、気象注警報は、現在、市町単位で発表されておりますので、学校の所在する市町で発表されていない場合も、児童生徒の自宅や通学経路のある市町で発表されている場合が考えられるので、各県立学校に対しては、独自の基準を作成するように依頼することとしています。

## 【質疑】

委員長

報告1についてはいかがでしょうか。

6ページで適用除外と、高潮特別警報と波浪特別警報は、その地域の特性に応じて対応するということですね。

学校防災推進監

主な改正は6ページの右側の4で、気象特別警報が発表された場合、先ほど申し上げたように重大な災害の起こるおそれが著しく大きい以下の4つの特別警報については、1及び2のとおり対応するという事です。つまり、大雨特別警報、暴風特別警報、暴風雪特別警報及び大雪特別警報については、始業時前に発表されている場合は登校させなくてよい。始業後に発表された場合は帰宅させるか安全に帰宅させることが困難な場合は保護するという対応にして、高潮特別警報と波浪特別警報については、地理的条件からみて1、2の対応をとることが適切でない場合は、学校長の判断により、その都度適切な処置を講ずるという対応です。

その他の注意報及び警報についても、地域によっては、1、2及び3に準じて適切な処置を講ずるということにしておりますが、これは従来の規定を引き継いだものです。

委員長

実際には特別警報は防災メールとかで入ってくるが多くなるんじゃないか。

学校防災推進監

登録をしておりますと入ってきます。

委員長

登録もしているけれども、例えば、ついこの前もちょっと大きめの地震のときに強制的に入ったじゃないですか。ドコモは。あのパターンで特別警報は知られるんですか。それはいいですか。もしもそういうことだったら、教室にいたら先生よりも子どものほうが発表を知る確率が高くなるので。それは私も大学でこの特別警報の規定改正をしたときに、大学生だったらみんな携帯を持っているので、教員が授業をするために持たない以外、みんな持っているわけです。そしたら、おそらく生徒、学生のほうが知っていて、教員が全然その発令を知らないということがあり得るので、そういうときにどうするかということ。場合を聞き出したらきりがいいんですが。高校や中学校の場合にはメール配信で何かやっていることはあまりないんですか。

学校防災推進監

学校によってはあります。

教育長

保護者にはやっています。小中は特に不審者情報を配信しているの。

委員長

やっている可能性はありますか。不審者情報を配信しているから保護者にはやっているんですね。

教育長

連絡網ができていて、子どもたちは持っていないことが前提ですが、中学校は持っているみたいですね。校内へは持ち込ませていませんが。

委員長

高校の場合もそれはあまりないのかな。高校の場合、例えば今日は休校ですとか、そういう掲示をメールで配信することはあまりやってないんですか。

教育長

やっていると思います。

委員長

うちの大学でこの規定を作って、学生としゃべっている時にびっくりしたんですが、ふだん、そういう情報をもらうことに慣れているから、例えば大雨で警報が出て、それで大学が休校になりましたといったら、今日は休校ですというメールを大学のほうから流しますね。そうすると、それに慣れきっているので、特別警報が出たらどうするんだと授業でしゃべったら、メールの指示を待ちますと言うんです。それではダメだと。特別警報は自分で直ちに身を守る行動をとりなさいということなのに、メールでの指示を待つと言うんですね。慣れてしまっているんです。やっぱりメールって怖いなと思って。実際、この特別警報の発令と県立学校の対応という時に、メールや災害メールに対しての対応はどうかというのはすごくあると思っていたんですね。

だから、こういう格好でその対応を考えなさいと書いてありますが、そのときにメールでどう対処するかというのも配慮はされたほうがいいような気がします。

教育長

生徒は持っけていても、多分それは登録してないと思いますね。保護者の緊急連絡先を登録していると思うので。

委員長

小中の場合はそうでしょうか。高校もそうなんですか。

教育長

みんな携帯は個人的には持っていると思いますが、校内へ持ち込んではいけないと言っけていても実態は持っているだろうと思います。それに連絡がいくことはあまりないと思います。

柏木委員

実際にテレビの情報のほうが早いので、保護者はいつもテレビを見ていて、時間ごとに警報の有無を調べて、メールを待たずにみんなそれぞれ判断はしているとは思いますが、学校からの1枚の年間指示書が一番重要だと思うので、それを周知徹底して、保護者もそういうものをきちっと、メールに頼るのではなく自分で判断できるように指導したほうが良いと思います。

教育長

直ちに身を守る行動をとりなさいというのが分からないみたい。当たり前ですね、そういう目に遭ったことがないので。

柏木委員

ただ、学校にいる時に出た場合にどうするかというのが一番重要かだと思います。家から学校に登校させないという判断はできますが、それが一番ポイントじゃないかだと思います。

委員長

それは学校ごとにきっちりそこまで考えて、というしかないですね。

学校防災推進監

この公告は、県立学校を中心とする基準ですが、今まで警報と注意報の対応しかありませんでしたので、特別警報については当然それを上回る対応をとるということを、今回、追加させていただいたという趣旨です。

前田委員

そうすると、この内容について判断するのは、学校長のマターになるんですか。例えば、3ページ目の始業時前に暴風警報が発表されている、(1)生徒は登校させなくてよいと。ということは、させてもよいということですね。

教育長

そうです。おっしゃるとおりです。

前田委員

同じ地域で、例えば、津市内で県立学校が海沿いと山沿いであって、などという場合があるかと思います。同じ市内でも、学校長の判断で、ある学校は登校せよと、ある学校は休めと、この判断があり得るということですか。そこまでは学校長に判断をしていただくという解釈ですね。

教育長

通学区域が違ったりしますので、そんなことも当然、高校ではあり得るかと思います。

柏木委員

小中でも台風などは微妙で、早々と休校を決めてしまって、台風が行ってしまっ  
ていいお天気の中、休校ということも去年ぐらいから段々増えてきている状況です。

学校防災推進監

小中は市町の教育委員会によって対応が違ってきます。大雨警報で暴風警報のような対応をとる市町もありますし、暴風警報に限っているところもあります。

委員長

それはしょうがないでしょうね。気象庁も大分早めに警報を出すような傾向になって  
いるし。

教育長

空振りでもいいので、子どもたちの生命の安全を一番に考えることが必要です。

委員長

他、よろしいでしょうか。

- 全委員が本報告を了承する。 -

## ・審議事項

### 報告2 教育改革推進会議の審議状況について (公開)

(荒木教育総務課長説明)

報告2 教育改革推進会議の審議状況について

教育改革推進会議の審議状況について、別紙のとおり報告する。平成25年11月  
21日提出 三重県教育委員会事務局 教育総務課長。

担当の推進監が説明しますので、よろしくお願ひします。

(加藤教育改革推進監説明)

それでは、資料の1ページをご覧ください。教育改革推進会議ですが、7月8日の定  
例会において委員の任命をしていただいたところです。その折りにも報告をしました2  
つのテーマに応じた部会を、1の(1)、(2)のところには第1部会、第2部会と作り

まして、2の「委員」については、別紙の1で部会ごとに20名の委員の方々を11名と9名の2つの部会、4ページですが、第1部会が「三重県教育ビジョン」の中間点検、第2部会が、「三重県特別支援教育総合推進計画（仮称）」の策定の2つの部会委員を全体会の中で決定をしたところです。これに基づき2つの部会を進行しておりますので、そのことを1ページに戻ってご報告申し上げます。

まず、3の「審議内容」の（1）全体会ですが、第1回を9月2日に開きまして、2つのテーマ及びその後の日程等について確認をいたしました。その後、（2）の第1部会ですが、第1回を9月2日、全体会に引き続いて行い、「三重県教育ビジョン」の中間点検の審議を進めていくということで、ビジョンには6つの基本施策のもとに、32の施策がありますので、この32のそれぞれの施策について「主な取組内容」という欄がありますが、この記載内容を中心に事務局が作成した中間点検表に基づき、2年間経過しましたので、2年間の取組の成果と課題、今後の取組方向について審議を行うことにしたうえで、基本政策6つのうちの1つ目、基本政策1「学力と社会への参画力の育成」ということで、ここは学力の向上や情報教育等々の7つの施策があるところです。これについて審議をいただき、主な意見としては、全国学力・学習状況調査が行われていますが、これはランキングをつけるためのものではなく、時系列での冷静な比較、分析等が必要ではないかというご意見。また、グローバル化が急速に進み、教員に英語力やICT化への対応が求められているが、教員一人ひとりの資質任せではなく、体系的な研修・人材育成が必要であるというご意見等をいただきました。

また、第2回は10月10日に開きまして、ここは基本施策の2「豊かな心の育成」、これはいじめや暴力を許さない施策等8つの施策があります。また、基本施策3「健やかな体の育成」、ここは食育の推進等3つの施策です、について審議をいたしました。主な意見としては、いじめとネットは切り離せない状況であり、LINE（ライン）などのSNSで子どもたちにどのようなことが起こっているのか、教員や教育委員会が現状を知ることが大切である。また、学校給食が果たす役割は大きい、食べ残しの多さが課題となっている等々のご意見をいただきました。

続きまして、第3回、11月11日に開催をさせていただき、ビジョンの基本施策の4つ目「信頼される学校づくり」、ここは学校マネジメントの充実等9つの施策があります。また、基本施策の5「多様な主体で教育に取り組む社会づくり」、家庭・地域の教育力等です。それから、基本施策の6「社会教育・スポーツの振興」の3つの基本施策についてご審議いただきました。主な意見としては、学校関係者評価と学校経営品質について、学校現場がより円滑かつ効果的に取組を進められるよう、両者の関係をもっと明確にする必要があると。また、伊賀市では、「保護者マニフェスト」というものを作成する学校も増えてきたという、こうしたことを参考にしたいというご意見もいただきました。

「今後について」ですが、次、全体会を12月16日に開催いたします。部会のほうは、その後、もう一度第4回の部会ということで、こちらは1月17日に予定をしていますが、こちらで更に審議を深め、中間点検としては今年度でとりまとめ、次年度以降は、次の教育ビジョンにあたる教育振興基本計画を来年度から策定をしていくということに向けて、今年度としての審議をまとめさせていただきたいと思っています。

一方、第2部会ですが、第1回は9月2日、これは1回目の全体会に引き続きです。「三重県特別支援教育総合推進計画（仮称）」を策定するにあたり、これまでの経緯・課題等について説明をして確認をするとともに、計画の柱立てについて説明させていただき、これに沿って計画を策定していくということで確認をさせていただきました。主な意見としては、乳幼児健診等による就学前の子どもの情報を学校に的確に伝えていく取組が大切ではないかというようにいくつかのご意見を頂戴しました。

また、3ページ、第2回、10月24日に開催し、計画の柱立ての案に基づき、「インクルーシブ教育の推進」や「特別支援学校における教育の推進」等、項目別に現状を事務局で分析したものをベースに課題の整理等を行いました。主な意見としては、医療・福祉・教育の3つの途切れのない支援や相談体制をしっかりと整えることが重要である等々のご意見を頂戴しました。

第3回ですが、11月11日、2回目までの審議を踏まえ、今後の取組の方向性等について審議をしました。主な意見としては、障がい者雇用について、企業へ啓発するとともに、会社の中に支援体制をつくり、雇用が定着するような取組が必要であるというご意見をいただきました。

こういったご意見を踏まえながら、計画の柱立てですが、別紙2の5ページから6ページにかけて現在の段階での案ということで、ここまでのとりまとめをしている状況です。このような柱立てと、内容についてはまだまだこれからですが、おおよそこういった柱立てにより作っていきたいということまで審議が進んでいる状況です。

3ページ、「今後について」ですが、第1部会同様、全体会が12月16日にありますので、全体会で報告、それと、もう1回、第2部会を第4回として1月16日に開催する予定です。今年度、計画の骨子案のまとめまで持っていきたいと思っており、引き続き、これは来年度、次年度も計画の具体について更に審議をしていき、来年度中にパブリックコメントも経て計画の策定まで持っていきたいと考えています。

報告は以上です。よろしくお願いいたします。

## 【質疑】

### 委員長

報告2についてはいかがでしょうか。

三重県特別支援教育総合推進計画というのが、まず来年度、先行する形になるんですか。教育ビジョンを基にした中間点検をしていて、そして、それを受けた計画がまたできるでしょう。そうすると、特別支援の部分だけが先行する形になるという理解でいいんですか。

### 教育改革推進監

三重県教育ビジョンがベースになりながら、特別支援の計画は、計画の期間がずれる形になります。ビジョンに従って新たな特別支援関係の計画ができるということです。5年間の計画として特別支援の計画を作っていくことになります。教育ビジョンも5年間ですので、5年間と5年間が少しずつれながら進んでいくという形になるかと思っています。

委員長

この特別支援の推進計画というのは法で定められているんですか。これは特にそうではないですか。法定計画ではないんですか。

学習支援担当次長

法で定められているものではないです。

委員長

他にいかがでしょうか。

柏木委員

これを見せていただくと、軽度な発達障がいや学習障がいと言われている子どもたちが6%とも10%ともいると言われていますが、そういう子どもたちに対してのポイント的な項目は、この中でどれが当てはまりますか。「特別支援が」というとか、通っている子どもたちのことはよく分かりますが、そういう子どもたちに対する項目を教えてください。

特別支援教育課長

今、委員ご指摘の点ですが、5ページをお開きください。5ページの大きな2番、「インクルーシブ教育システムの推進について」の中の(4)に、「発達障がい等のある幼児児童生徒への対応」というのがございます。ここで総論的に従来の肢体不自由や知的障がいの子どもたちだけではなく、発達障がいの子どもたちへの取組をどういうふうにしていくか、まず記載していきたいと考えております。

併せて、6ページの「4 小中学校における特別支援教育の推進について」の(1)です。発達障がい等の障がいのある子どもたち、その多くは通常学級に在籍していることが多い状況の中で、この通常学級における特別支援教育の推進について、どのように進めていくか、ここでまとめていきたいと思っています。

併せて、「5 高等学校における特別支援教育の推進について」、この中の「(1) 発達障がい等のある生徒への対応」のところ、高等学校に在籍している生徒への対応等についても、記載をしていけたらと考えております。

柏木委員

この小中と高校の間に隔たりというか、連絡が密接にいかない部分があって、なかなか申し送り事項として挙がってこない。中学校の内申書にもあまりそういうことが書かれていないということがあり、そういう学習障がいの子どもたちが高校を中退してしまうことが割合に多く見受けられるような気がするので、今後、高校の選抜の時には隠さず、そういう学習障がいがあることを記載する欄を設けてもらうとか、そういうことをしてもっと中学校から選抜の時には、その子どもたちが落とされることもなく、そういうことを大きく言えるようなシステムみたいなのを作ってもらえるとありがたいと思います。

委員長

今の段階で、今のご意見に何か言えることはありますか。これから具体的なことを検討していくことにはなるんですか。

特別支援教育課長

今、ご指摘いただいた中で、確かに小中学校から、特に中学校から高等学校への引き

継ぎについて、まだまだ十分でない現状も把握はしています。その部分についても、今、いろいろご議論いただいておりますが、6ページの特に5番の高等学校の中の(2)で、それらの課題も含めながら、今後の方向性等も示すことができればと考えております。

委員長

それがパーソナルカルテにも結びつくんですね。

特別支援教育課長

それも含めて考えております。

委員長

他はよろしいでしょうか。

- 全委員が本報告を了承する。 -

#### ・審議事項

### 報告3 県立高等学校活性化に係る地域協議会の開催状況について (公開)

(荒木教育総務課長説明)

報告3 県立高等学校活性化に係る地域協議会の開催状況について

県立高等学校活性化に係る地域協議会の開催状況について、別紙のとおり報告する。

平成25年1月21日提出 三重県教育委員会事務局 教育総務課長。

担当推進監からご説明いたしますので、よろしく申し上げます。

(加藤教育改革推進監説明)

それでは、1ページをお開きください。県立高等学校活性化に係る地域協議会の開催状況についてですが、本年3月に策定しました「県立高等学校活性化計画」を踏まえ、特に中学校卒業生数の大幅な今後の減少が予想されております伊勢志摩、伊賀、東紀州の3つの地域において学習環境の整備を図るため、地域の声を伺う協議会を設置し、今後の県立高校のあり方について、活力の維持・充実、適正規模・適正配置という主に2つの観点から協議を進めているところです。

開催状況は次のとおりで、1番が伊勢志摩の協議会です。(1)が平成24年度、昨年度までの協議ですが、昨年度までの協議の結果、平成27年度を目途として、4つの点の取組を進めることが昨年度の段階でまとめられています。

1点目のところで南伊勢高校度会校舎ですが、現在、1学年2学級で設置しておりますが、これを1学年1学級としていく。将来的にはこの度会校舎、もう1つ南勢校舎がありますが、現在はこの2つの校舎で合わせて南伊勢高校ですが、それぞれの校舎を別の地域の他の高校の分校としていくことが必要であるということを、今後、検討していくことが1点目です。2点目、3点目は、鳥羽高校、志摩高校。いずれも小規模になってきており、今後の魅力化・活性化について検討していく。4つ目のポツの水産高校は、現在、1学年3学級の募集ですが、学級減も視野に入れながら魅力化・活性化について検討していくということについて、昨年度はまとまった状況です。

これを踏まえ、(2)本年度の協議ですが、第1回を8月29日、第2回を10月3日に2回開催し、28年度以降のあり方を中心に協議を進めているところです。主な意見としては、地域の過疎や衰退を食い止めるための市町の取組と、高校の活性化のため

の取組を連携していくことが大切である。また、高校と地域が連携して何かに取り組むことは、高校生が社会の課題に触れ、意識するという面で重要な意味があることであるが、地域が高校生に対して過度な期待をかけることは良くないのではないかと。また、高校の特色化・魅力化を考えるうえで、子どもたちの成長にとって何が大切かという観点が大前提だと思う。このことから、地域に学校があるということも重要ではあるが、子どもたちの成長のために1学級規模の高校で良いのかという視点も大事になってくる。このようなご意見をいただいています。

(3) ワーキング会議ですが、この伊勢志摩地域全体での第2回までの協議会を踏まえ、鳥羽・志摩・度会地域にある学校について特に検討するワーキング会議と、専門学科、伊勢工業高校、宇治山田商業高校等ですが、について検討するワーキング会議の2つのワーキング会議を設置することが協議会で確認され、それぞれ開催をして意見の交換を更に進めているところです。

2ページ、この地域の「今後の進め方」ですが、11月下旬、来週にもワーキング会議としては2回目になりますが、この2つのワーキング会議を実施いたします。そこでの協議を踏まえて伊勢志摩全体の協議会は12月、来年の2月、項目ごとに今年度のとりまとめをしていきたいと考えています。

続きまして、2の伊賀地域です。ここは(1)で昨年度までの協議で名張桔梗丘高校と名張西高校を平成28年度に統合をすることを昨年度まででまとめられました。

(2) 本年度の協議は、第1回と第2回をご覧の日付で行いましたが、昨年度までの協議の経緯、あるいは地域の高校を取り巻く状況は、今後も更に子どもたちが減っていくという状況等を共有したうえで、今後の協議の進め方ですが、 、 、2点をしていこうということです。 が、2校の統合の学校の名張新高校の具体的内容については、この伊賀地域では両校の職員を中心としたワーキング会議をやっておりますので、これで具体的に検討された内容を、この地域の方が入った協議会で随時共有しながら意見を聞いていく。これは新しい高校についてです。 は、その後のことですが、前年度の協議のまとめに基づき、ア、イ、ウ、エ、オの5項目、アが地域全体の学科の適正な配置、イが特別な支援を必要とする子どもたちの県立高校への受け入れと支援、ウが伊賀地域における中高一貫教育の実施、エとして新しい学校が設置されない方の学校、具体的には名張桔梗丘高校ですが、に在籍する生徒の学校生活の充実、オはその他ということで、これらについて協議をしていき、まずはアとイに焦点を絞りながら協議をしていこうということで確認をされました。主な意見ですが、地域全体の学科の適正な配置については、地域の実態を把握して、それに合うように進めていかなければならない。また、中学校で特別支援学級に在籍する生徒の保護者の中に、高校卒業の資格を取らせたいというニーズが増えており、このニーズに応えていける枠組みができることが必要ではないかと。特別な支援が必要な生徒が高校に入学した場合、設備面が十分でなかったり、単位認定が難しかったり、卒業後の進路保障がどこまでできるかなど、大きな課題があると、このようなご意見をいただいております。

(3) 今後ですが、第3回以降について、アとイの項目について更に深めるとともに、それ以外の項目についても協議を進めていきたいと考えています。

3ページの3の紀南地域です。(1) 昨年度の協議ですが、ア、イの2点がとりまと

められました。アは紀南高校、現在1学年3学級ですが、2～3学級、木本高校は現在1学年5学級の募集ですが、5～6学級規模の単独校としてそれぞれが存続することが望ましいが、イとして、将来的に、地域の状況を考慮し、紀南高校が1学年2学級、もしくは、木本高校が1学年5学級の規模を維持できないときには、両校の統合は避けられない。こういうことが昨年度のとりまとめです。

(2)、これを踏まえ第1回、7月3日に実施をし、状況等について共有したうえで、木本、紀南の両高校を活性化していくための計画、あるいは中長期的なあり方について協議を行いました。主な意見ですが、両校から示された活性化の計画により、魅力化が図られることを期待している。両校の活性化に向けた取組をより積極的に情報発信することが大切である。そういったことによって中学校卒業者の地域外への進学を止めることができるのではないかと。また、3つ目の丸ですが、木本・紀南両高校の活性化の問題と、統合するならどのような高校としていくかという問題を両輪として協議会を進めていくべきというご意見もいただいています。

(3)今後の進め方ですが、第1回の協議を踏まえ、両校がそれぞれ校内で、地域の方の声も聞きながら、魅力化・特色化について取り組みつつあるところです。第2回は2月に予定をしており、両校の取組について確認しながら次年度への協議につなげていきたいと考えております。

報告は以上です。よろしく申し上げます。

#### 【質疑】

委員長

報告3についてですが、いかがでしょうか。

柏木委員

今までにもいろいろ統合が進んでいると思いますが、統合した結果、その学校は良い方向に行ったのか、地域から不満等のコメントが来たのかという結果を教えてください。

教育改革推進監

例えば伊賀地域においては、伊賀白鳳高校、かつては上野工業、農業、商業ということでした。これが総合専門高校という形で7学級規模になっており、これにつきましては生徒アンケートを採っても、新しい工業の学科と農業の学科等々、大学科をまたいだコース選択ができるという形ですが、生徒のアンケート等からはこの形が非常に良かったという意見が7割以上に達している結果です。ただ、専門性を深めるところについて、やはり課題があるのではないかという意見もありますので、その中で7学級の規模として一定、部活動なども含め、活性化した面も確かにあると思っておりますが、まだまだ引き続き更に地域にとって魅力のある学校にしていかなければならないという状況です。

相可高校と宮川高校の統合もありましたが、相可高校もいろんな形で活性化していると考えていますが、相可高校でもいろんな課題はあると考えており、これは学校と教育委員会と一緒にしながら、統合した後の学校の活性化もしっかり進めていかなければと思っております。

柏木委員

そういう前例があるけれども、やはり統合はあまり前向きではないような感じが、それぞれの会議で見受けられますが、新しい魅力ある学校になることに対して、もっとPRして積極的になってもいいんじゃないかと、意見として思います。

教育改革推進監

教育委員会としては、子どもたちの学習環境が気になるということを踏まえながら、一方で特に伊勢志摩等では、地域ごとの思いや地域の活性化についても、議会からもご意見をいただいているところですので、地域の声をどう反映しながらきちっとやっていくかということで、協議会というやり方を、これはあまり他県にはない方式だと思っておりますが、地域の声をしっかり聴きながら高校教育を進めていきたいと思っております。

前田委員

協議会を構成している方々のお立場ですが、固有名詞は結構ですので、どういう方が教えてください。

教育改革推進監

学識経験者の方、大学の先生などにそれぞれの協議会も互選で会長になっていただいて、司会進行等を進めていただきながら、地域の教育関係、高校の校長の代表や小中学校の校長、一般教員の代表、あるいは市町の教育長にも入っていただいたり、それから、例えば地域産業の経済界の方、あるいは、地域でいろんな日常的な活動をされている地域社会をよくご存じの方にも入っていただいたりしながら、多方面からご意見をいただきながら進めております。

前田委員

ありがとうございます。分かりました。

委員長

確か私、教育委員になる前に、この伊賀地域の活性化推進協議会をやっていました。1回だけやって教育委員になるので辞めたんですね。その前が、今、話が出ていた伊賀白鳳高校をどういう風にするかという協議会の座長はさせていただいた記憶があります。それは色んな思惑があるし、色んなご意見が出てきますが、結構、時には大対立はしますが、とにかく今後の子どものためにどういう高校が必要かというところは、伊賀白鳳のときは辛うじて共有はされておりました。今回は名張、その時から次は大体名張という話があって、これは理念かも分かりませんが、伊賀地域全体で子どもを教育できるような仕組みになるといいと言っていました。そこをより深く今回は2つの具体的な高校の統合の問題で議論をされるだろうと。伊賀の方は、ちゃんと合意は図ろうとされていますよね。それはすごく思いました。

丹保委員

手順をきちっと踏んで、ぜひ頑張っていたきたいと思います。手順を踏み間違えるとややこしいことが起こりますので。

教育長

手続きはきちっと踏んでいるんですが、みんなやはり学校が無くなるとなると、感情的な問題が出てきます。名張もそうでした。南島高校では、8人で分校を長い間やって

いましたので、それが本当に良いのかという話になりますが。

委員長

もっと言わせていただくと、3ページに紀南地域で木本・紀南両高校の活性化と、統合するならどのような高校にしていくのかという問題を両輪として協議会を進めていくべきだと書いていただいています。紀南だったら、何年後には何人しかいないというのは見えてますよね。社会増がそんなに図れるわけではないので。とすると、自ずとどちらにウエイトをかけた議論をしなきゃいけないかというのは、私は見えてくる気がしますが、何人になってしまうという状況は、見たくないんです。ひょっとしたら、ものすごく雇用創出があって、どっと人が来るかもしれないという期待はいつも持ちたいですが、紀南の場合はそうではなくて、前提となる人口は多分動かない、推計はこうなっていくのが見えているので、それは前提にしてそっちを両輪となると、どっちつかずになってしまうのがすごく怖いと、この文章を読んでいて思いました。

教育改革推進監

紀南地域は、おっしゃるようにおそらく平成31、32、33、34年までが子どもたちの数がはっきり今は分かっている状況です。

ただ、一方で紀南地域から他の高校に進学される。県外への進学も含めて、流出というような言い方をしますが、これをできればどれだけ止められるかと。それによって高校の規模も変わってくることもあり、魅力化・特色化するというのも一方で大事だと。一方で将来のことも考える必要があるのではないかという両方の意見があります。

委員長

よろしいでしょうか。

- 全委員が本報告を了承する。 -

#### ・審議事項

#### 報告4 高等学校生徒募集定員に係る公私比率等検討部会の開催状況について（公開）

（荒木教育総務課長説明）

報告4 高等学校生徒募集定員に係る公私比率等検討部会の開催状況について

高等学校生徒募集定員に係る公私比率等検討部会の開催状況について、別紙のとおり報告する。平成25年11月21日提出 三重県教育委員会事務局 教育総務課長。

担当推進監から説明させていただきますのでよろしくお願いします。

（加藤教育改革推進監説明）

1ページをお願いいたします。この公私比率等検討部会ですが、1の「設置の経緯」ですが、県内の高等学校の募集定員については、毎年、6月の定例会で全体の募集定員総数を決めていただき、その後、学校ごとについては7月の定例会ということ。この総募集定員の公立と私立の比率ですが、平成13年度までは8対2で固定をしていましたが、13年度以降は比率を改め、公私がそれぞれ募集定員案を提示して協議をするという形で毎年なっております。毎年度、そのために「三重県公立高等学校協議会」、「公私協」といいますが、ここで協議をしたものをこちらでお諮りさせていただいております。これの今後のあり方について検討する必要があるということです。

2つ目のポツですが、平成26年度の全日制の募集定員は、公私協の協議を踏まえながら、県立高校が13,065人、私立高校が3,715人で比率が78.0対22.2、重なり0.1%は、それぞれを分母分子で計算するときに四捨五入により足すと100.2になり、重なり0.1となっています。毎年、協議をしますが、中長期的なあり方について検討するための部会が必要ということで、7月の定例会でご説明申し上げた部会を開催してきています。

3つ目のポツ、県内の中学校卒業生数が、平成25年3月には18,120人に対し、平成33年3月、現在の小学校2年生ですが、15,742人、約2,400人減少するであろうと、2,300人が減りますが、ということで大幅な減少が想定されますので、高等学校教育における公立と私立の役割を精査し、その将来的なあり方を展望しつつ、中長期的な公私の定員の比率について検討するために、私立学校を所管する環境生活部と連携をし、公私協のもとにこの部会を下部組織として作ることにしたという経緯です。

委員の構成は3ページの別紙1で、学識経験のある先生に進行をしていただきながら進めております。県立・私立のそれぞれの校長の代表、あるいは教員の代表、また、PTA関係者や市町の教育委員会の代表、経済界の方に入っていた部会としてやらせていただいています。

1ページに戻っていただき、「2 開催状況」の(1)第1回6月4日です。今後の中学校卒業生数の推移の予測や、全日制の募集定員の地区別の公私比率などを資料とし、課題等について意見交換を行いました。主な意見としては、県立高校と私立高校の設置の趣旨、役割などの理念的な事項、及び入学者選抜者制度が異なること等について、委員の中でしっかり共有して協議を進めるべきである。また、私立高校のほとんどが普通科のみである一方で、県立には普通科のほかに農業、工業などの専門学科もありますので、そのことを踏まえた検討とすべきというご意見をいただいたところです。

(2)第2回、9月20日ですが、今後の公私比率等の検討に係る課題について、引き続き整理をしました。そして、中長期的なあり方について意見交換を行っていただきました。主な意見としましては、公立・私立双方が、公教育を担い続けていることを前提に、県民・生徒・保護者から理解を得られるよう、比率のあり方を考えていく必要がある。また、募集定員の公立と私立の比率が、地域ごとでかなり異なる状況があります。今後の公私比率も、その状況を踏まえて考えていく必要があるのではないかと等々のご意見をいただいているところです。

2ページの(3)第3回が直近のものですが、公私の募集定員の比率、中学校卒業生等の進路状況が地域ごとにかなり異なる。県内の北、南、伊賀等々です。中長期的な公私比率のあり方の方向性を地域ごとに示していく考え方が必要なのではないかということについて、協議を行いました。主な意見については、公私比率のあり方の方向性を地域ごとに示す考え方はよいと思うが、募集定員の欠員を充足できるようにするという視点だけではなく、生徒の教育環境を充実する視点も示さなければならないと。また、地域ごとの比率の方向性だけでなく、公立・私立双方の学校の魅力化に取り組むべきであることを示していく必要があると。あるいは、3つ目、総募集定員の策定の方法については、今までの方法を継承していくべきである等々のご意見を頂戴したところです。

「3 今後の方向性」ですが、第4回を12月に予定をしており、そこで協議をまとめて、その内容を上部機関である公私協に報告をしたい。公私協では検討部会のまとめについて更なる協議を今年度中に行いたいと考えております。そして、来年度になりますと、27年度以降の生徒募集となりますので、それに間に合うようにとりまとめていきたいと思っています。

【質疑】

委員長

ありがとうございました。高等学校教育における公立と私立の役割を精査し、その将来的なあり方を展望しながら、中長期的な募集定員の比率を検討するという検討会を今やっているというご報告でしたが、この報告4についてはいかがでしょうか。

前田委員

結構です。

委員長

よろしいでしょうか。これはこちらで専門的に検討されているので、とやかく言う話ではないと思いますが、地域ごとに示すというときに、その地域の塊は、どのようにブロック割りするんですか。

教育改革推進監

その辺りのところも、部会でもいろいろご意見をいただいているところです。現在、検討しつつあるところは、順不同になりますが松阪については、ここだけあまり子どもたちの数が、今後大きくは減らないと。それと、具体的な学校名は伏せますが、私学の比率が高い。そして、欠員はあまりどちらも生じていない等々の状況がありますので、松阪は松阪として1つの地域として考える必要があるのではないかと。

伊勢志摩は逆に子どもたちの数が大幅に減少する。先ほどの地域協議会を、県立は開催している状況もありますので、これは1つで考える必要があるのではないかと。

伊賀は私立がほとんどありません。1校だけありますが、付属の中学校からも結構行くという高校です。

東紀州は全くありませんので、ここはほとんど県立だけで考えていく必要がありますので、伊賀と東紀州、尾鷲・熊野は、主に県立が今後のあり方を考えるべき地域ということで1つくれるのではないかと。

それと、桑名・四日市、鈴鹿・津、この辺りは学校も非常に多く、全体で見ると県立と私立の比率が県全体の比率と大きく変わらない状況もありますので、桑名・四日市、鈴鹿・津は、県全体と今は大きく状況や比率は変わらない地域として1つくりながら考えることでどうかということ協力は進んでいます。

委員長

東紀州が、公立が中心でというのはよく分かりますが、伊賀へ行くと、これが伊賀の大きな問題だと思いますが、津への流出がすごくありますね。私立としては当然のことながら、定員を得るため伊賀のほうから引っ張ってこようという動きはあって当然だろうと思うし、それが競争を生んで保護者の選択肢が増えれば、それに越したことはないだろうと割り切りはしますが、それが伊賀の場合の高校の、例えば今回の名張のことも

先ほどありましたが、どうしても流出を食い止めるためにというのも1つ魅力づくりはありますね。そこをどう考えたらいいんだろう。特に津と伊賀の関係はどう考えたらいいんだろうと思ったので質問したのですが。

教育改革推進監

その点については、先ほどの報告の協議会、新しい学校をどう魅力化していくかということにも随分関係をしていくところですので、伊賀地域の考え方としては非常に大事なところだと思います。公私比率に関していえば、伊賀は非常に県立の比率が高いので、公私比率を考えていくうえでは東紀州と一緒に、主に県立がどういう定員を策定していくかという観点で、公私比率にはあまり大きく影響してこないのではないかと考えています。

委員長

近代高専は関係ないですか。

教育改革推進監

高専ですので。考えていく上では「高等学校の」ということで考えていきます。

委員長

中学生の進路先としてはあり得るんじゃないですか。

教育改革推進監

おっしゃるとおりです。視野に入れながら地域では考えていく必要があると思っております。この部会としては「高等学校の」ということで考えていこうという枠組みです。

委員長

中学生の進路から言えばありますよね。

丹保委員

これを見ていると、保護者会は2人ですか。これは公立で、これは私学というので2人入っていると。保護者はどう思っているのか非常に興味深いところですが。

教育改革推進監

保護者だけではないですが、やはり県民・保護者・生徒の立場から、極端に言えば自由競争で学校がそれぞれ自由に募集定員を作って、保護者・生徒が魅力のあるところを選べばいいのではないかと、そのような考え方、そのことダイレクトではないですが、そういう考え方もあるというようなことは、この会議の1つの前提になっていると思いますが、一方で子どもたちの状況であるとか学校の設置状況であるとか、その両方をどう考えながら、結果的に子どもたちにとって魅力ある教育環境が整えられるか、続けるか、維持、更に充実していくかと。こういう非常に難しい両面があると申しますか、極端に言えば自由競争なのか、いろんな調整かというところもあるかもしれませんが、そんな中で子どもたち、生徒にとってベストな環境を主眼にすべきだというのは、この意見にも現れているところかと思っています。

委員長

いかがでしょう、報告4についてはよろしいでしょうか。

- 全委員が本報告を了承する。 -

## ・審議事項

### 報告7 平成25年度三重県学校保健功労者表彰について（公開）

(阿形保健体育課長説明)

報告7 平成25年度三重県学校保健功労者表彰について

平成25年度三重県学校保健功労者表彰について、別紙のとおり報告する。平成25年11月21日提出 三重県教育委員会事務局 保健体育課長。

平成25年度三重県学校保健功労者表彰について、ご報告いたします。まず、1ページをご覧ください。表彰の概要について説明いたします。

三重県内の公立学校において学校保健の向上・発展のために、永年にわたりその職務に専念し、その功績が顕著な学校医、学校歯科医、学校薬剤師に対し、その功績をたたえて表彰するというものです。推薦基準ですが、1の(2)のところ。(1)学校三師としておおむね20年以上勤務している者で、表彰年度における11月1日現在60歳以上の者。(2)三重県の学校保健に顕著な功績があり、現在も発展・向上に努めている者。(3)過去において、学校保健に関する功績により国、県及び県教育委員会の表彰を受けたことがない者。(4)推薦者数は、公益社団法人三重県医師会、公益社団法人三重県歯科医師会、一般社団法人三重県薬剤師会各会2名以内とする。となっております。

本年度の表彰候補者について、三師会に推薦を依頼したところ、3にありますとおり、各会より2名ずつ、計6名の推薦をいただきました。それぞれの功績については、2～3ページをご覧ください。

まず、三重県医師会から推薦されました廣瀬徳藏さんです。廣瀬さんは、鈴鹿市立創徳中学校で29年間、学校医としてお勤めいただきました。生徒の健康診断はもとより、その健康維持増進、疾病予防等、学校保健管理に関する専門的な事項に関し、技術及び指導での学校医の職責を全うされています。

次に、同じく三重県医師会から推薦の谷口洋三さんです。谷口さんは、亀山市立井田川小学校をはじめ、幼稚園を含め34年間にわたり学校医、園医をお勤めいただいています。園児・児童の健康診断はもとより、健康で安全な生活のための実践力の育成等、学校保健の基本目標を体現し、学校保健活動を誠実に精励されています。

次に、三重県歯科医師会から推薦されました橋本肇さんです。橋本さんは、伊勢市内の小中学校で通算26年間、学校歯科医としてお勤めいただき、児童・生徒のう蝕予防、指導には関心も深く、口腔衛生の向上を図るため、ビデオ等を使用して、う蝕予防の重要性を分かりやすく説明する等、口腔衛生の普及と向上に尽力を重ね、功績を残されました。

次に、同じく三重県歯科医師会から推薦されました菅谷直洋さんです。菅谷さんは、四日市市立小山田小学校で33年間、幼稚園を含めると34年間にわたり、学校歯科医としてお勤めいただき、園児・児童のう蝕の予防、指導に関心が深く、う蝕の早期治療の徹底、歯と口の健康増進、健康管理の高揚等、学校関係者との連携のもと、園児・児童の口腔衛生の普及と向上に尽力を重ね功績を残されています。

次に、三重県薬剤師会から推薦された清川洋光さんです。清川さんは、尾鷲市立尾鷲小学校を中心に通算38年間お勤めいただき、飲料水・プール水を児童・生徒が安心して

て衛生的で安全に使用できるよう、よりよい環境づくりに貢献されています。

次に、同じく三重県薬剤師会から推薦されました中西佳代さんです。中西さんは、熊野の学校を中心に通算38年間お勤めいただき、プール水・飲料水等の正確な定期検査の実施と検査結果に基づく適切な評価により、健康的で快適な学校環境の維持・向上に貢献されています。

この6名の方の審査については、去る10月25日金曜日に、1ページの2の(3)の6人の審査員にて審査会を開催したところ、候補者6人全員が本表彰の推薦基準に合致すると認められ、その後、教育長により被表彰者として決定されました。

なお、この表彰は、11月28日木曜日に鈴鹿市文化会館で開催される第57回三重県学校保健安全研究大会の席上で行います。

#### 【質疑】

委員長

報告7ですが、これは何かございますか。

柏木委員

学校医というのは、定年はあるんでしょうか。それから、廣瀬先生はまだ現役で校医をされているのか教えてください。年数からいくと大体29年だとまだ現職みたいな感じですが。

保健体育課長

廣瀬先生はまだ現職でやっています。

定年の概念は、その学校の周辺の校医となりますので、その中の適材のところをお願いしていると聞いております。

丹保委員

現役ですか。すごいですね。

委員長

可能だというのがお医者さんの、専門職のすごいところですね。  
よろしいでしょうか。

- 全委員が本報告を了承する。 -

#### ・審議事項

##### 議案第36号 三重県地方産業教育審議会委員の任命について（非公開）

高校教育課長が説明し、委員審議のうえ決裁の結果、全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。

#### ・審議事項

##### 報告6 いじめ問題に関する児童生徒の実態把握並びに教育委員会及び学校の取組状況に係る調査の結果について（非公開）

子ども安全対策監が説明し、全委員が本報告を了承する。

・審議事項

報告5 平成26年度当初予算の要求状況について（非公開）

予算経理課長が説明し、全委員が本報告を了承する。